

第7回森林・林業基本政策検討委員会 公開ヒアリングの概要

去る9月7日に農林水産省講堂

(東京都千代田区)において、第7回森林・林業基本政策検討委員会

公開ヒアリングが開催されました。

当日は、森林・林業基本政策検討委員会のメンバーのほか、舟山大臣政務官(当時)、皆川林野庁長官などが出席するとともに、一般傍聴として100名を超す参加がありました。

公開ヒアリングでは、公募により選ばれた8名の有識者・NPO、地方公共団体、川上・川下の関係

者が、それぞれの立場から、森林・林業再生プランに期待することや基本政策検討委員会の中とりま

とめについて意見を述べた後、会場の参加者も含め、活発な意見交換が行われました。意見交換では、間伐等の必要な施策について、最低限の管理基準を定め、所有者に守らせることができないか、国産材利用を進めるためには原木の安定供給が不可欠、大きな政策転換には移行期間やロードマップ、所有者に対する周知徹底が必要など

といった意見が出されました。

今後、基本政策検討委員会では、今回出された意見等も踏まえ、最終とりまとめに向けさらなる検討が進められます。

「森林・林業基本政策検討委員会」の概要については、林野庁ホームページの以下のURLにおいて公開しています。
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/saisei/kihon.html>

第7回森林・林業基本政策検討委員会
公開ヒアリングの様子



挨拶する舟山康江
農林水産大臣政務官(当時)

新たな制度と予算で 森林・林業再生への取組みを

平成22年度都道府県林務担当課長会議を開催

9月6日、林野庁は、「平成22年度都道府県林務担当課長会議」を開催しました。この会議には、都道府県林務担当課長をはじめ、全国知事会、全国市長会、全国町村会から約140名が出席し、「森林・林業再生プラン中間とりまとめ」の概要や、公共建築物木材利用促進法の施行を目前に控えた検討状況等の情報提供と、それらの円滑な実行に向けた意見交換を行いました。

会議の冒頭、山田正彦農林水産大臣(当時)は挨拶の中で、農林水産省が昨年12月に公表した森林・林業再生プランでは、10年後の木材自給率50%以上を目指していること、それを達成するための具体的施策として、施業の集約化や路網の整備、搬出間伐の推進を柱とする「森林管理・環境保全直接支払制度(仮称)」の創設に向け検討を進めていることなどを紹介し、実現への意気込みを語りました。

また、今年5月に成立した「公共建築物木材利用促進法」に基づく取組等を通じ、国産材の需要拡大に努めてい

平成22年度都道府県林務担当課長会議の様子



挨拶する山田正彦農林水産大臣(当時)

くことにも触れ、森林・林業の再生に取り組む姿勢を改めて表明しました。質疑応答では、出席者からフォレストナー制度や直接支払制度を中心に質問が出され、新しい制度に対する関心の高さが見受けられました。



公共建築物 木材利用促進法の施行

第174回通常国会で成立し、5月26日に公布された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、10月1日に施行されました。

この法律は、公共建築物にターゲットを絞り、国が率先して木材利用に取り組むとともに、地方公共団体や民間事業者にも国の方針に即して主体的に取り組んでもらうことにより、住宅など一般建築物や木製品、木質バイオマスを含め、木材全体の需要拡大をねらいとしています。

同法でいう「公共建築物」とは、国・地方公共団体が整備する公共建築物のほか、民間事業者が整備する、①学校、②老人ホーム、保育所などの社会福祉施設、③病院・診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥公共交通機関の旅客施設、⑦高速道路の休憩所なども対象になります。(同法施行令に規定)

同法の施行に合わせ、公共建築物における木材の利用を促進するため、国の基本方針が策定されました。その中で、国は、低層の公共建築物^(注)について、原則としてすべて木造化を図ること、また、低層・高層に関わらず内装等の木質化、備品や消耗品への木材利用の促進などが示されています。都道府県や市町村においても国の方針に即して方針が作成されることが期待されます。

また、木材製造業者は、公共建築物の整備に適した木材を円滑に供給するため、施設の導入や人材確保等の計画(木材製造高度化計画)を策定し、農林水産大臣の認定を受けることができ、認定されると無利子融資の償還期間延長などの支援を受けられます。(認定の申請方法は同法施行規則に規定)

本法に関する各種情報については、林野庁ホームページを^(注)参照ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/>

^(注) 建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていないもの



「22年度経済危機対応・地域活性化予備費」林野関係の使用は91億円

9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」の第一段として、同24日に平成22年度予算で計上されていた「経済危機対応・地域活性化予備費」(平成22年度予算額1兆円)の使用が閣議決定されました。

今回決定された予備費の使用内容は、円高等の景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却の基盤づくりのための緊急的対応のため、①「雇用」の基盤づくり、②「投資」の基盤づくり、③「消費」の基盤づくり、④耐震化・ゲリラ豪雨対策等の「地域の防災対策」を柱として、政府全体で9,179億円を使用するものです。

林野庁関係では、農林水産分野約2,803億円のうち、約91億円を使用します。

疲弊した地域経済の雇用対策には、森林・林業の活性化が必要。新成長戦略に位置づけられている林業再生の対策を緊急に進める観点から、「雇用」の基盤づくりへの対応として、高い雇用創出効果が期待される路網整備、林業

平成22年度 経済危機対応・地域活性化予備費使用の概要 (林野庁予算関係) (単位: 百万円)

追加対策の項目	経済危機対応・地域活性化予備費使用額		
	非公共	公共	計
1 森林・林業再生緊急対策 路網整備、林業機械の導入、間伐材の需要拡大等の取組を一体的に実施	6,100 6,100		6,100 6,100
2 山地災害等の防止対策(公共) 治山事業等により、緊急的に災害防止対策を実施		3,011 3,011	3,011 3,011
合計	6,100	3,011	9,111

機械の導入、間伐材の需要拡大等の取組を一体的に行う森林・林業再生緊急対策に61億円を充てます。

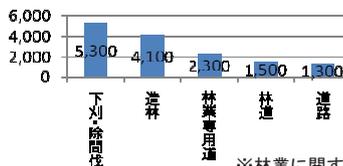
また、局所的豪雨(ゲリラ豪雨等)の頻発により山地災害が多発。被災した箇所等では、緊急的な防災対策を行い、早急な復旧及び更なる被害の拡大を抑える必要があり、「地域の防災対策」への対応として、治山事業等に約30億円を充てます。

森林・林業再生緊急対策

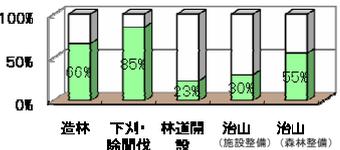
雇用創出効果の高い林業への対策を実施



事業費1億円で雇用できる労働者数(人日)



事業費に占める人件費の割合



※林業に関する事業は、事業費に占める人件費の割合が高いため、事業費当たりの直接雇用者数が多い。

1 路網整備 ・林業機械を活用して搬出間伐を推進するための路網を整備	2 林業機械導入 ・地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要な林業機械を導入	3 所有者情報の整備 ・公図・森林簿、その他各種図面における森林所有者情報の確認や相続等で所有者が不明な場合の追跡調査整備
4 流通・加工施設の整備 ・間伐材利用拡大に向けた流通・加工施設を整備	5 地域材モデル住宅 ・地域材を活用した住宅・建築物のモデル建設	6 木質バイオマス利用施設整備 ・木質バイオマスの利活用施設整備等

直接的な雇用を創出しつつ、木材の安定供給と需要創出を一体的に行うことで森林・林業の再生による更なる雇用を創出

違法伐採対策に関する 日中覚書の実質合意

8月27日、北京において山田農林水産大臣(当時)と賈国家林業局長との会談が行われ、違法伐採対策について、日中両政府が協同して努力することで合意しました。この合意は、28日に開催された第3回日中ハイレベル経済対話において報告されました。

山田大臣は今回の訪問中、日中両政府が協同して違法伐採対策に取り組む意義を表明するとともに、この対策が

持続可能な森林経営の実現に貢献することへの期待を表明しました。

この合意は、今後、「日本国政府と中華人民共和国政府との違法伐採及び関連する貿易への対処と持続可能な森林経営の支持についての協力に関する覚書」として署名される予定となっており、これにより違法伐採対策が一層進展することが期待されます。

主な合意内容

1	自国で伐採、加工、流通並びに輸出入される木材・木材製品の合法性証明の仕組みを構築し、合法木材・木材製品の貿易と利用を促進する。
2	木材生産国の違法伐採対策を支援する。
3	国内関係法令・制度や国際的な取組などについて、情報交流と能力向上を行う。
4	供給・消費者サイドも含めた自主的取組や民間レベルでの交流を奨励する。
5	上記の協力内容をレビューし、経験の共有などを進めるため、必要に応じ会合を行う。



山田農林水産大臣(当時：左)と賈国家林業局長(右)との会談の様子

